四日市市消防団員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第32号

四日市市消防団員被服貸与規則の一部を改正する規則

四日市市消防団員被服貸与規則(昭和39年四日市市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
(貸与品の品目)	(貸与品の品目 <u>、員数及び貸与期間</u>)	
第2条 貸与される被服及び用品(以下「貸与	第2条 貸与される被服及び用品(以下「貸与	
品」という。) の品目は、別表に定めるところ	品」という。)の品目 <u>、員数及び貸与期間</u> は、	
による。	別表に定めるところによる。	
(返納手続及び措置)	(返納手続及び措置)	
第3条 (略)	第3条 (略)	
2 前項の返納品で使用できるものは、他の団	2 前項の返納品で使用できるものは、 <u>別表に</u>	
員に貸与することができる。	<u>定める貸与期間の残存期間中</u> 他の団員に貸	
	与することができる。	
(貸与品の払下)	(貸与品の払下)	
第4条 貸与品 (防火帽及び防火衣を除く。)	第4条 貸与品は、その貸与期間を過ぎたとき	
は、 <u>貸与を受けた後3年を経過した</u> ときは、	は、現に貸与されている者に無償で払い下げ	
現に貸与されている者に無償で払い下げる	ることができる。	
ことができる。		

	改正後			
牙	別表(第2条関係)			
	品目	備考		
	制帽			
	盛夏帽	分団長以上		

アポロキャップ	
保安帽	
<u>防火帽</u>	
制服	
盛夏服	<u>分団長以上</u>
ネクタイ	
活動服	
バンド	制服用、活動服用とする。
<u>防火衣</u>	
<u>靴</u>	黒短靴、編上安全靴、防火長靴等とす
	<u> </u>
階級章	
<u>防寒衣</u>	
雨衣	
ハイネックシャツ	
<u>手袋</u>	皮手袋、ケブラー手袋、白手袋等とす
	<u>3.</u>

改正前

別表 (第2条関係)

Л	別衣 (弗 2 余) (
	品目	<u>数量</u>	貸与期間	備考	
	制帽	1個	<u>8年</u>		
	盛夏帽	1個	<u>8年</u>	分団長以上	
	略帽	2個	<u>3年</u>		
	制服	1着	8年		
	盛夏服	1着	<u>4年</u>		
	作業服	1着	3年		
	ネクタイ	1本	<u>4年</u>		
	バンド	<u>1本</u>	3年		
	階級章	1個	3年		
	防火長ぐつ	1足	随時		

<u>アルミックス</u>	防火衣	ヘルメット付	1着	<u>随時</u>	
		アルミックス			

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に貸与を受けている貸与品については、この規則により 貸与を受けたものとみなし、貸与期間については、貸与の日にさかのぼってこれを 通算する。

(消防本部消防救急課)